

旧優生保護法補償金等支給法の 施行状況等について

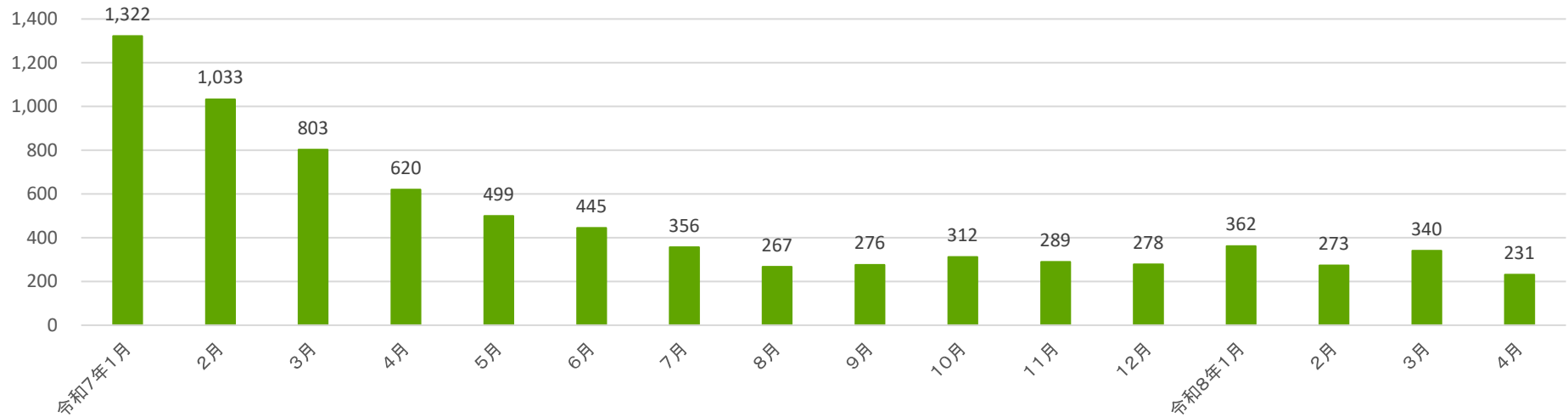
令和8年5月26日
こども家庭庁成育局母子保健課

旧優生保護法補償金等の相談・請求・認定の状況（令和8年4月末）

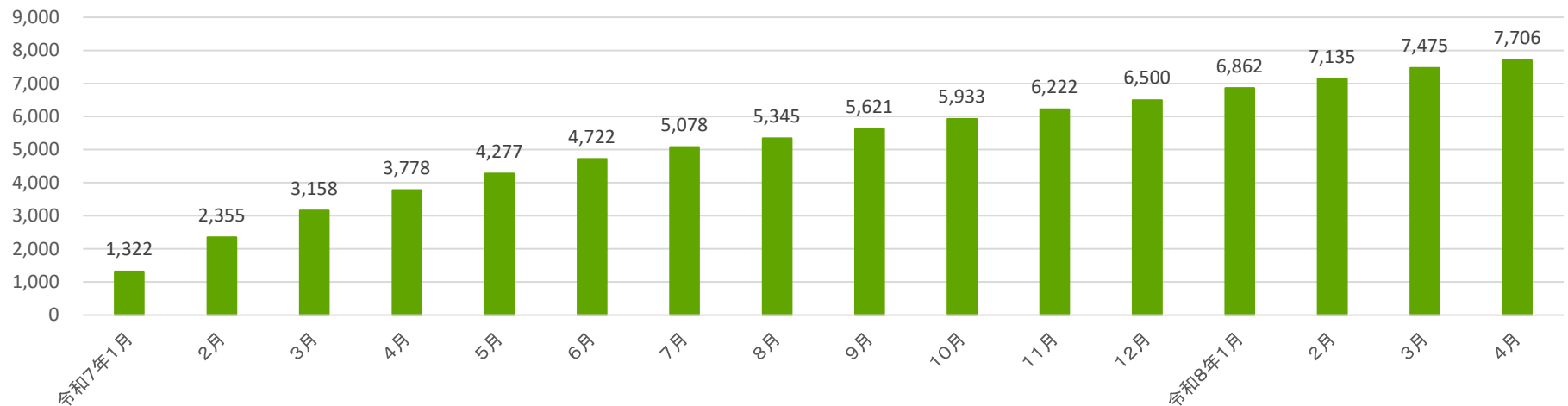
相談件数

- 法施行直後の令和7年1月は全国で1,322件の相談があったものの、月ごとに見ると減少傾向にあり、令和8年4月には231件となっている。
- 被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知・広報が必要。

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移



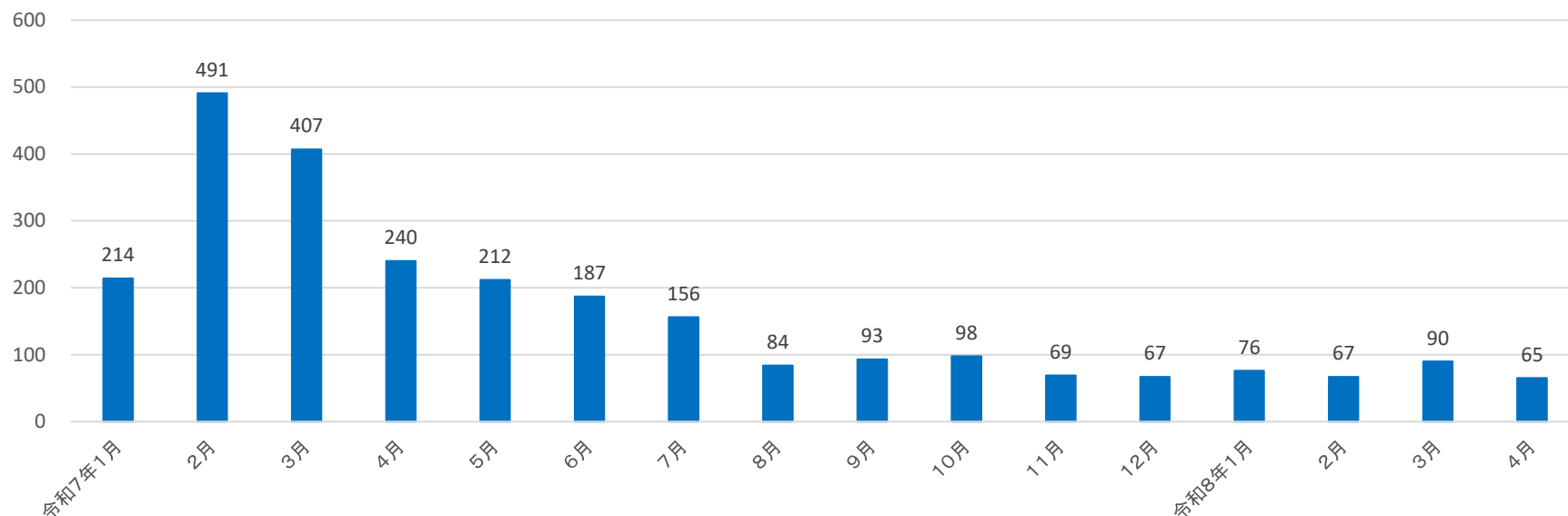
旧優生保護法補償金等の相談件数の推移（累計）



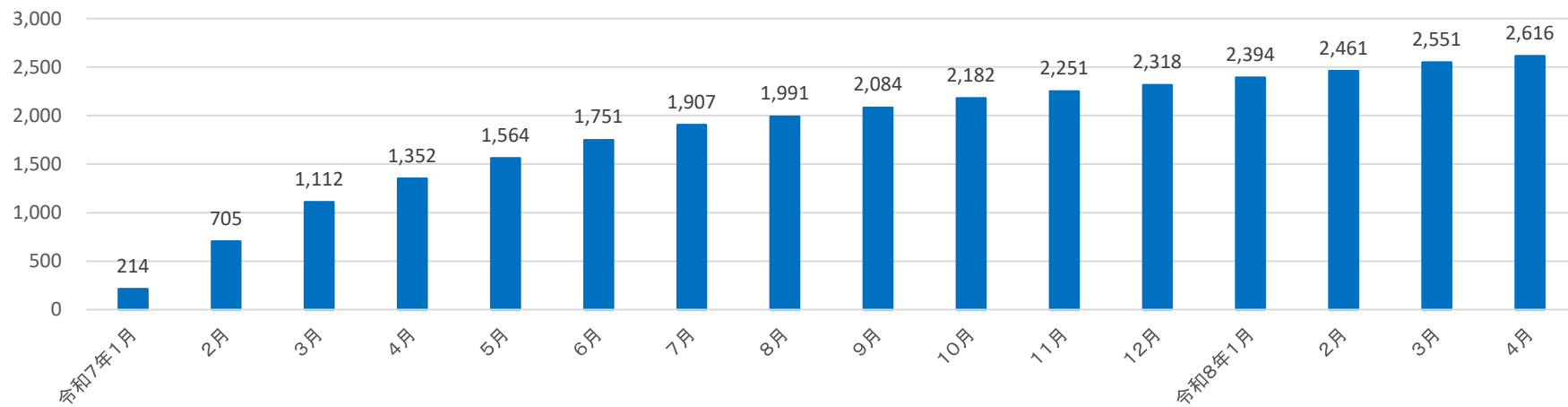
請求件数

- 令和7年2月が491件と一番多くの請求があったが、令和8年4月には65件となっている。
- 法施行直後に多く提出されていた、一時金既受給者の請求が少なくなってきたことに伴い、請求件数も減少傾向にあり、さらなる請求につなげるための取組が必要。

旧優生保護法補償金等の請求件数の推移



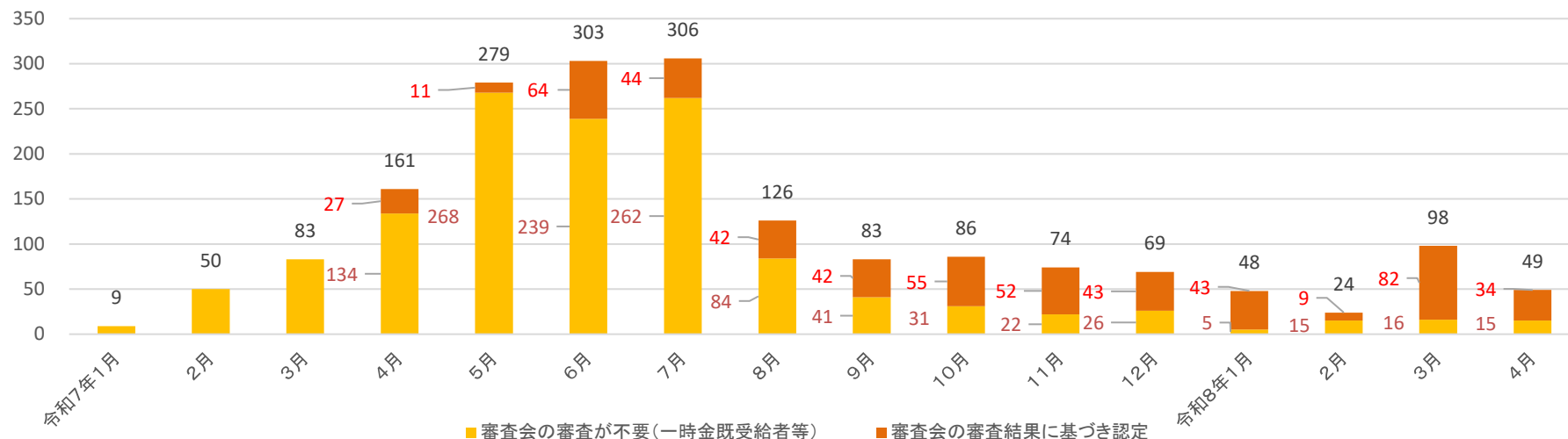
旧優生保護法補償金等の請求件数の推移(累計)



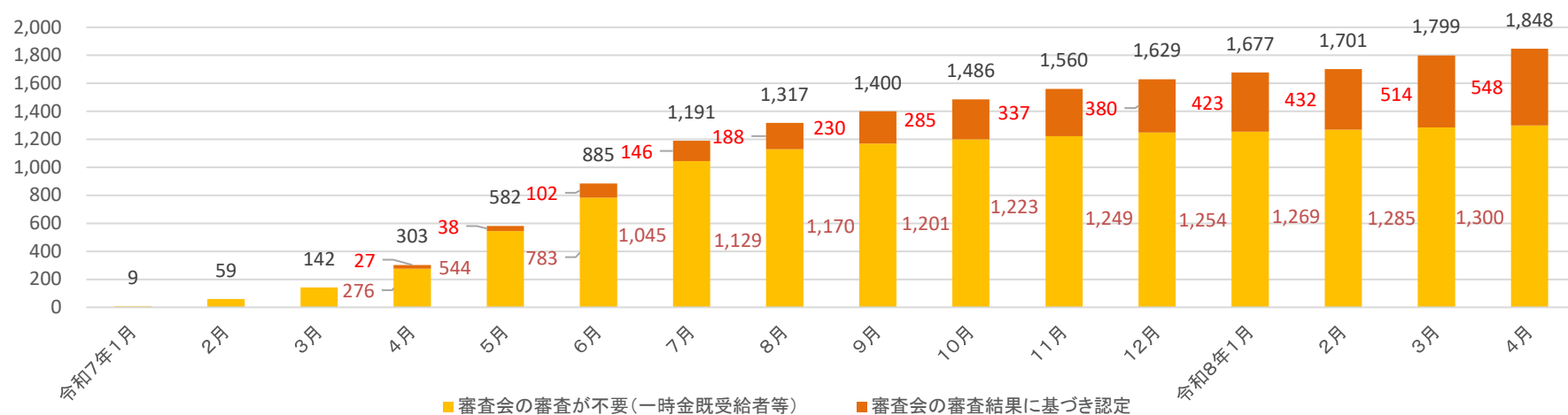
認定件数

- 令和8年4月の認定件数は49件となっており、累計では1,848件となっている。
- 補償金等の支給対象者であることが明らかな場合以外は、月1回程度開催する、補償金・優生手術等一時金認定審査部会と人工妊娠中絶一時金認定審査部会の審査結果に基づき、認定手続き等を進めている。

旧優生保護法補償金等の認定件数の推移



旧優生保護法補償金等の認定件数の推移（累計）



旧優生保護法補償金等認定審査会の開催状況

- 優生手術と人工妊娠中絶で、審査の場を分けることとし、「旧優生保護法補償金等認定審査会」の下に2つの部会を設置（「補償金・優生手術等一時金認定審査部会」及び「人工妊娠中絶一時金認定審査部会」）
- 各部会は月1回程度開催し、審査を実施
- 内閣総理大臣は、旧優生保護法補償金等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行う

旧優生保護法補償金等認定審査会

補償金・優生手術等一時金認定審査部会

	開催日	審査件数	認定件数
第1回	令和7年3月6日	18件	10件
第2回	令和7年4月17日	33件	19件
第3回	令和7年5月28日	49件	30件
第4回	令和7年6月19日	42件	28件
第5回	令和7年7月17日	56件	45件
第6回	令和7年8月20日	55件	35件
第7回	令和7年9月9日	56件	38件
第8回	令和7年10月3日	67件	45件
第9回	令和7年11月4日	56件	43件
第10回	令和7年12月4日	56件	37件
第11回	令和8年1月22日	51件	43件
第12回	令和8年2月27日	38件	20件
第13回	令和8年3月16日	69件	53件
第14回	令和8年4月16日	52件	32件

人工妊娠中絶一時金認定審査部会

	開催日	審査件数	認定件数
第1回	令和7年3月28日	14件	11件
第2回	令和7年4月21日	12件	11件
第3回	令和7年5月30日	12件	6件
第4回	令和7年6月23日	7件	4件
第5回	令和7年7月28日	16件	7件
第6回	令和7年8月29日	12件	4件
第7回	令和7年9月18日	10件	5件
第8回	令和7年10月10日	12件	5件
第9回	令和7年11月11日	16件	10件
第10回	令和7年12月15日	13件	6件
第11回	令和8年1月27日	13件	9件
第12回	令和8年2月24日	10件	4件
第13回	令和8年3月17日	12件	5件
第14回	令和8年4月21日	8件	2件

※審査件数及び認定件数の一部には、一時金支給法による一時金の件数を含む

※審査件数には、認定件数、不認定件数、保留件数を含む

周知・広報の取組について

旧優生保護法補償金等の情報入手方法に関するアンケート結果

○旧優生保護法補償金等の請求者がどのように情報入手したかについて、都道府県の窓口に来訪した請求者にアンケートの協力を依頼。
○毎月、アンケートの結果を都道府県からこども家庭庁へ報告。

(単位：回答数)

年度	テレビ	新聞	ラジオ	インターネット (ニュースサイト等)	公共交通機関	厚生労働省・ こども家庭庁・都 道府県のホーム ページ	政府広報	都道府県・市 町村の広報紙	自治体からの お知らせ	障害者支援 団体	施設・病院	その他	計
令和元年度	18	15	1	2		0	0	3	3	2	4	4	52
令和2年度	4	10	3	1		2	0	2	4	0	14	2	42
令和3年度	5	4	2	1		3	9	26	2	1	7	0	60
令和4年度	4	4	0	0		0	1	10	3	1	1	3	27
令和5年度	2	2	0	1		0	1	22	3	1	7	0	39
令和6年度	18	19	0	2		2	0	9	5	1	5	2	63
令和7年度	16	28	1	4	1	4	4	5	13	3	9	7	95
計	67	82	7	11	1	11	15	77	33	9	47	18	378

※ 複数回答あり。

※ 令和7年8月以降、「公共交通機関」等の選択肢を追加。

旧優生保護法補償金等に関する周知・広報について①

- 旧優生保護法補償金等に関する周知・広報について、以下のとおり実施
 - ① 政府広報の活用による、新聞広告、インターネット広告及びラジオCMの実施
 - ② 関係団体等との協働により、リーフレットの作成及び配布

政府広報の活用

媒体	新聞広告	インターネット広告	ラジオCM
実施規模	全国73紙(全国紙5紙・ブロック紙3紙・地方紙65紙)の1面、2面または社会面に掲載。	インターネット広告にバナーを掲出。	「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」(TOKYO FM毎週日曜7:30～7:55他) ※TOKYO FMをキー局として、全国38局で放送。
実施期間	①2025年9月9日(火)～9月14日(日) ②2026年1月17日(土)	2025年9月22日(月)～9月28日(日)	①2025年10月19日(日) ②2025年10月26日(日)

(新聞広告の広告内容・掲載新聞一覧)

2025年9月9日

北海道新聞、東京・中日新聞、西日本新聞

9月12日

釧路新聞、十勝毎日新聞、苫小牧民報、室蘭民報、函館新聞、東奥日報、陸奥新報、デーリー東北、秋田魁新報、北羽新報、岩手日報、岩手日日、山形新聞、荘内日報、河北新報、福島民報、福島民友、上毛新聞、千葉日報、茨城新聞、下野新聞、神奈川新聞、埼玉新聞、新潟日報、北日本新聞、北國・富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、信濃毎日新聞、長野日報、南信州新聞、山梨日日新聞、静岡新聞、岐阜新聞、東愛知新聞、市民タイムス、中部経済新聞、奈良新聞、京都新聞、神戸新聞、伊勢新聞、紀伊民報、山陽新聞、中國新聞、日本海新聞、山陰中央新報、島根日日新聞、山口新聞、宇部日報、四國新聞、愛媛新聞、徳島新聞、高知新聞、長崎新聞、大分合同新聞、佐賀新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、夕刊デイリー、琉球新報、沖縄タイムス、南海日日新聞、八重山毎日新聞、宮古毎日新聞

9月13日

朝日新聞、毎日新聞、産経新聞

9月14日

読売新聞、日本経済新聞

2026年1月17日

読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞

リーフレットの作成

- 関係団体との協働により、リーフレット(「るびなし」及び「るびあり」)を作成
- 都道府県等及び関係団体の協力を得て、昨年12月の障害者週間及び人権週間の機会を通じて、リーフレットの配布

旧優生保護法について 国からの謝罪とお願い

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに、心より謝罪します。
国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました

障害や病気を理由に、子どもができなくなる手術や、子どもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、いらっしゃいませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、いらっしゃいませんか？ぜひご相談ください。

優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年まであった法律です。
この法律により、病気や障害などのある人たちが「不良」とし、国の政策として、子どもができなくなる手術や子どもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もなかったりする場合も少なくなかったといわれています。
その被害は、子どもができなくなる手術をされた被害者が、約2万5000人、子どもを生み育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。
最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。
国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

補償法について

*いずれも、本人または家族の同意があった場合も受け取れます。

補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金
●子どもができなくなる手術をされた人 1500万円 ●その結婚相手 500万円
*ご本人が亡くなった場合、遺族が受け取れます *事実上の結婚もみなとられます

優生手術等一時金
●子どもができなくなる手術をされた人 320万円
*ご本人だけが受け取れます *補償金もあわせて受け取れます

人工妊娠中絶一時金
●子どもを生み育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円
*ご本人だけが受け取れます *優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

●各都道府県に相談窓口があります(裏面を見てください)
●申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
●国(こども家庭庁)にも、ぜひご相談ください
連絡先: 電話 03-3595-2575
FAX 03-3595-2753
メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cf.go.jp

こども家庭庁



旧優生保護法補償金等に関する周知・広報について②

- 補償金等支給法の施行(令和7年1月17日)から1年を迎える契機を捉え、国の謝罪及び旧優生保護法補償金等の周知について、全国紙5紙に掲載(令和8年1月17日)
- また、補償金等支給法に基づく補償金等の対象となる方には、成年後見制度の利用者(被後見人)もいるとの指摘も踏まえ、最高裁判所とも連携し、各家庭裁判所における成年後見制度に係る窓口等において、補償金等のリーフレットを活用した周知広報への協力を依頼。(令和8年2月)

令和8年1月17日新聞広告

令和8年1月17日

旧優生保護法に基づく優生手術等の被害を受けられた方々へ、心より謝罪し、補償いたします。

旧優生保護法に基づき、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに対し、その執行の在り方も含め、政府の責任は極めて重大なものがあつた。担当大臣として、真摯に反省するとともに、心より深く謝罪申し上げます。

こども家庭庁としては、被害を受けた全ての方々に対し、補償金等をお届けできるよう、国の謝罪も含めた周知広報や都道府県における請求窓口の体制の強化等に着実に取り組んでまいります。

また、旧優生保護法問題のようなことを二度と繰り返さないよう、優生思想や障害者への

偏見差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

旧優生保護法に基づく優生手術(不妊手術)や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々、そのことをご存じのご家族、関係者の方々は、各都道府県の相談窓口やこども家庭庁にご相談ください。

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画) 黄川田 仁志

旧優生保護法について

優生保護法(昭和23年～平成8年)により、病気や障害などのある人々を『不良』とし、国の政策として、こどものでなくなる手術(優生手術(不妊手術))やこどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置(人工妊娠

中絶)が行われてきました。

最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法は当初から憲法違反であつたと判断し、国に賠償を命じました。国は、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著し

く人権を侵害した法律だつたことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(旧優生保護法補償金等支給法)をつくりました。

旧優生保護法補償金等支給法について

- 【補 償 金】 ●優生手術をされたご本人 1500万円 ●その配偶者(事実上の結婚も含みます。) 500万円
※ご本人・配偶者が亡くなつてゐる場合は、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫(ひまこ)又は甥姪(おいめい))が受け取ることが可能です。
- 【優生手術等一時金】 ●優生手術をされたご本人 320万円
※ご本人のみが受け取ることができます。※補償金を受け取つた場合も受け取ることができます。
- 【人工妊娠中絶一時金】 ●人工妊娠中絶が行われたご本人 200万円
※ご本人のみが受け取ることができます。※優生手術等一時金を受け取つた場合には受け取れません。

お問
い合
わせ先

具体的な補償金等の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。詳しくはこども家庭庁の特設サイトをご覧ください。またはこども家庭庁の相談窓口にお問い合わせください。

●こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

電話:03-3595-2575 FAX:03-3595-2753 メールアドレス:kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

旧優生保護法補償金等 特設サイト▼

こども家庭庁 補償金 検索



こども家庭庁

旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議について

基本合意書の概要

【趣旨】

- 令和6年9月20日に開催した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」における総理指示に基づき、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決を目指し、同年**9月30日、原告団・弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）・国**の間で「**基本合意書**」を締結。

【合意書の内容】

- 国の責任と謝罪
- 超党派の議員連盟で検討中の新たな補償の仕組みに関する法律案に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現を目指し、相談窓口の整備、情報保障、広報及び周知などに取り組む。
- 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策、真相究明・再発防止のための調査・検証、偏見差別の根絶に向けた施策の推進等に取り組む。
- 優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。

旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議

【趣旨】

- 「基本合意書」に基づき、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たり、被害者の方に補償金等をお届けするための方策や恒久対策等の施策の具体化について協議を行う。

※開催実績：第1回令和7年3月27日、第2回令和7年9月30日

【協議の内容】

- 原告団・弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）からの要請書に基づき、各項目ごとに協議が行われる。
- 要請書各項目の内容例（第2回の内容）
 1. 責任の明確化と謝罪
 2. 補償法に基づく全ての被害者に対する補償の実現（①相談窓口、相談体制の整備、②広報、周知等の徹底、③その他、全ての被害者に確実に謝罪と補償を届けるための施策）
 3. 恒久対策の実施（①行動計画を受けた取組の推進、②学習指導要領の改訂（旧優生保護法問題を取り上げること）、③真相究明、再発防止のための調査・検証 ④資料の保存・資料館の設立等）
- 要請書に記載のある各施策等の具体化、検討のため、基本合意書で約束されている継続的・定期的な協議の場に加え、課題に応じて設置された3つの作業部会（※）において、議論を進める。
 - ※ 第1作業部会（被害者の回復にむけた作業部会）、第2作業部会（人権教育・啓発、包括的性教育、インクルーシブ教育等作業部会）、第3作業部会（偏見差別の根絶にむけた作業部会）

作業部会の設置について(イメージ)

＜原告団・弁護団等からの要望＞

基本合意書に基づく恒久対策等の各施策等の具体化、検討のため、基本合意書で約束されている継続的・定期的な協議の場に加え、課題に応じて必要な作業部会（WG）を設置し、議論を進めることを約束された。

具体的に、当面、以下の作業部会（WG）を設置されたい。

被害者の被害回復にむけた 作業部会

主な協議事項:

- 補償法の完全実施(全ての被害者に、あらゆる方法で、確実に届ける)にむけた議論
- 母体保護法下における被害の検討 等

人権教育・啓発等 作業部会

主な協議事項:

- 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶のために必要な人権教育・啓発（教科書・学習指導要領の改訂の問題、人権教育・啓発に関する基本計画に基づく取組に関する議論等も含む）
- 性と生殖に関する健康／権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)を含む包括的な性教育
- インクルーシブ教育についての議論 等

偏見差別の根絶にむけた 作業部会

主な協議事項:

- 国内人権機関の設置
- 行動計画の改定
- 精神科における長期入院等の問題
- 障害のある人への子育て支援
- 意識調査
- 資料の保存および資料館設立について 等

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行を踏まえた、医療機関・障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）〈抜粋〉 （令和 7 年 1 月 17 日付けこども家庭庁成育局母子保健課長等連名通知）

1 旧優生保護法に関連した資料の保存について

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で別記施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録（以下「関連資料」という。）について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

なお、法においては、新たに、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方を対象に人工妊娠中絶一時金を支給することとしているため、旧優生保護法下において同法に基づき実施された人工妊娠中絶に関する資料や記録についても、関連資料に含まれるため、保存期間を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

2 医療機関・福祉施設が統廃合する場合における関連資料の保存について

（1）医療機関・福祉施設が統合される場合

承継先の施設において、適切に関連資料を保存すること。

なお、この場合の承継先の医療機関・福祉施設への関連資料の提供については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第2号の「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」であり、承継先の医療機関・福祉施設は第三者に該当しないことから、本人の同意がなくても提供が可能であること。

（2）医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）

医療機関・福祉施設が廃止された時点の管理者において関連資料を保存することが適当であるが、廃止時点において、管理者が不在の場合は、補償金等の請求者に係る調査を実施することになる都道府県において関連資料を保存すること。

なお、都道府県が関連資料を保存する場合、その保存に要する費用（鍵付き保管庫の購入費等）であって、旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては同交付金により交付するものであること。

特に、「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）」（平成30年7月13日付け子発0713第2号）において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した医療機関・福祉施設が、市に廃止の届出を出した場合には、当該施設に対して、当該施設の属する都道府県に関連資料の保存について相談するよう促すなど、留意して対応いただきたいこと。

なお、当該施設の属する都道府県から当該施設の属する市に関連資料の保存を委託すること等を妨げるものではなく、この場合の委託に要する費用であって、旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては、同交付金により都道府県へ交付するものであること。

（3）その他の留意事項

保存に当たっては、患者の秘密が守られ、紛失が防止されるような方法によるべきであること。また、保存に当たっては、これらの関連資料が、法第7条（法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。）の都道府県知事等による調査等の事務において必要となる可能性があることに留意すること。

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設
- 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
- 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設
- 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- ※歯科医業を行うもの（医業と併せて行うものを除く。）を除く。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項各号の保護施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

（参考）医療機関・福祉施設が廃止された場合の管理者について

	都道府県	指定都市	中核市	その他
母子生活支援施設	○	○	—	○（児童相談所設置市）
児童養護施設	○	○	—	○（児童相談所設置市）
障害児入所施設	○	○	—	○（児童相談所設置市）
児童心理治療施設	○	○	—	○（児童相談所設置市）
児童自立支援施設	○	○	—	○（児童相談所設置市）
病院	○	—	—	—
診療所	○	—	—	○（児童相談所設置市）
保護施設	○	○	○	—
女性自立支援施設	○	—	—	—
障害者支援施設	○	○	○	—

※ 条例により、更に権限を委譲している場合も想定されることから、各都道府県管内で適切に連携いただきたい。

こども家庭庁からのお願い

- 1 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方は、約2万5千人と見込まれており、被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、**一層の周知広報が必要**であり、都道府県においても引き続きご協力をお願いする。
- 2 請求者の情報入手方法として有効と考えられる、**テレビ、新聞、都道府県・市町村の広報紙、施設・病院における広報の実施など**について、検討をお願いする。とりわけ、広報紙については全戸配布を通じて**地域の住民に広く行き渡り、請求者本人のみならず家族や関係支援者の目にも触れる媒体**であることから、潜在的な請求者への周知に資することが期待される。このため、市町村への協力、依頼も含め、その積極的な活用について特段のご協力をお願いする。
- 3 また、被害者の多くは障害のある方であることから、障害特性に応じた周知・広報が重要である。国においても、手話動画や分かりやすいリーフレット、音声コード入りリーフレットを作成しているところである。こうした取組に加え、都道府県においても、**関係団体と連携しつつ、今回ご紹介する各県の周知・広報の取組も参考に、例えば、地域特性に応じた手話動画など、独自の周知・広報素材の作成について検討**をお願いしたい。
- 4 新たに請求いただいた補償金等について、認定審査部会における審査の結果、**優生手術等をした当時に障害があったことや、優生手術等を受けた際の状況・理由について補足説明が必要**な場合があるため、引き続き都道府県においては、請求者の方への連絡や追加の情報収集等についてご協力をお願いする。
- 5 旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で**施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること**をお願いする。

第8期障害福祉計画等の策定にあたっての障害者手帳・自立支援医療受給者証保有者等に対するアンケート調査等の機会を捉えた補償金等の周知について

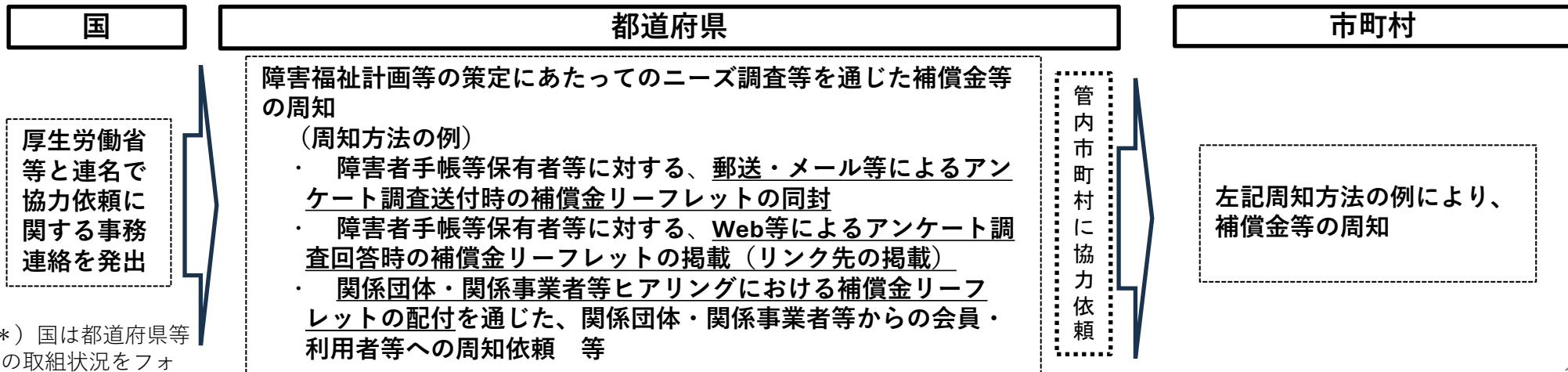
- 旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等については、令和7年1月に施行。
- 優生手術の実施件数は約2万5千件（推定）である一方、補償金等の請求件数は法施行当初（令和7年2月）は月500件程度だったが、足元（令和8年2月）は月60件程度となっており、結果、累計での認定件数は約1,700件。
- このため、迅速に請求件数を伸ばしていくため一層の周知を図る観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方が障害のある方が少なくないことを踏まえ、都道府県等による障害者手帳等保有者等に対するアプローチの機会を捉え、補償金等の周知を行うもの。

本取組の概要

- **令和8年度において、都道府県及び市町村は第8期障害福祉計画**（障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画及び市町村障害福祉計画をいう。）**等**（障害者計画（障害者基本法に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。）の見直しを含む。）**を策定**することとされている。
- **本計画等の策定にあたっては、地域の実情に応じ、アンケート調査等によるニーズ調査等が行われる。**
- **このニーズ調査等は、障害者手帳や自立支援医療受給者証の保有者など障害のある方などに対し行われるもの。**
- **この機会を捉え、例えば、郵送によるアンケート調査等に、補償金等のリーフレットを同封等いただくことにより、補償金等の幅広い周知を行うもの。**

（参考）障害者手帳保有者：約610万人（令和4年）、自立支援医療（更生医療及び精神通院医療に限る。）の支給認定者数：約296万人

本取組のイメージ



（*）国は都道府県等の取組状況をフォローアップ

旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する 個人記録の調査及び請求の勧奨について

- 旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等については、令和7年1月に施行。
- 優生手術の実施件数は約2万5千件（推定）である一方、補償金等の請求件数は法施行当初（令和7年2月）は月500件程度だったが、足元（令和8年1月）は月70件程度となっており、結果、累計での認定件数は約1,600件。
- このため、更なる請求につなげていくための取組の一つとして、本調査等を行うもの。

基本的な考え方

過去に補償金等の認定を受けた被害者が「優生手術等を受けた医療機関」又は「入所等していた福祉施設及び医療機関」について、

- 当該医療機関において、他の入院者も優生手術等が行われていた蓋然性が高い
 - 当該福祉施設及び医療機関において、他の入所者等も優生手術等が入所等に当たった条件等とされていた蓋然性が高い
- と考えられることから、そうした医療機関等にフォーカスし、都道府県による調査等をお願いするもの。

本調査等の対象となる医療機関等

過去に補償金等が認定された方であって、その方の請求書に記載のある以下の医療機関等について、国がリストアップ

- ① 優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けたとされる医療機関
- ② 生活の場としていたとされる福祉施設又は医療機関

本調査等の基本的な流れ

（*）国は都道府県の取組状況をフォローアップ

